

資料 提 供	
令和8年1月23日	
担当課 (担当者)	労働委員会事務局 (樽本)
電話	0857-26-7560

日曜労働相談会の申込みを開始します!(1/26~)

本県では、労働問題にお悩みの県民の方を対象に、県内関係機関と連携し、3月1日(日)に無料の日曜労働相談会(以下「相談会」という。)を県内3地区(東部・中部・西部)で開催することとし、1月26日(月)から申込みを開始します!

「いきなり解雇されてしまった」「サービス残業をさせられている」「上司や同僚から嫌がらせやハラスメントを受けている」など、無料でお気軽に相談できますので、多くの県民の方からのお申込みをお待ちしています!

記

1 概要

鳥取県弁護士会、日本司法支援センター鳥取地方事務所(法テラス鳥取)、鳥取県社会保険労務士会、鳥取労働局、鳥取県中小企業労働相談所(みなくる)と連携し、無料の日曜労働相談会を開催するものです。(要申込み)

2 日時・会場

(1)日時

3月1日(日)午前10時から午後3時まで(各会場共通)

(2)会場

- ア 鳥取地区 県民ふれあい会館(鳥取市扇町21番地)
- イ 倉吉地区 倉吉体育文化会館(倉吉市山根529番地2)
- ウ 米子地区 米子コンベンションセンター(米子市末広町294)

3 申込期間

令和8年1月26日(月)から2月24日(火)まで

※ 各会場とも定員あり(先着順で申込みを受け付けます。)

4 申込方法

以下の問合せ先にお電話をいただきか、パソコン・スマートフォン等から電子申請によりお申込みください。

<電子申請QRコード>



5 相談会の概要

(1)相談員

弁護士、社会保険労務士、労働委員会委員(組合役員・会社経営者など)、
労働行政関係者など

(2)相談方法

対面により相談を行います(秘密厳守)

(3)費用

無料

6 問合せ先

労使ネットとつとり(鳥取県労働委員会個別労使紛争解決支援センター)

電話 0120-77-6010(鳥取県内フリーダイヤル)

HP <https://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>

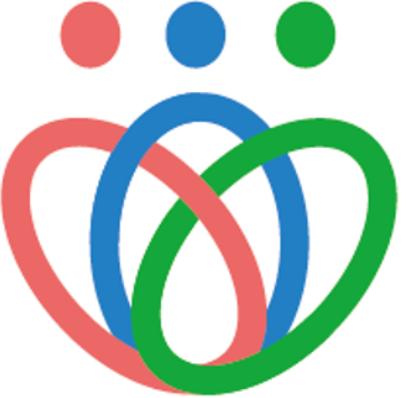
7 補足

- (1) この相談会は、労働関係から生ずる個々の労働者と使用者との間の紛争を未然に防止し、または早期かつ自主的な解決を促進するため開催しています。
- (2) 次回は、令和8年6月に同様の相談会を開催予定です。
- (3) 島根県では、大田市で2月15日(日)に労働相談会が行われます。

【参考】

<労使ネットとっとりについて>

鳥取県労働委員会
個別労使紛争解決支援センター【労使ネットとっとり】



労使ネットとっとり

- 労使ネットの趣旨**
労使間に話し合いのためのネット（網）をはり、紛争解決を支援します。
- ロゴマークの趣旨**
構円の輪は、労働者と事業主とのトラブルの間に立ち会うあっせん員を表現しています。公労使の三者構成の重なりにより、紛争が円満に解決し、和（ハートの輪）が生まれる様子をイメージしています。
- 取扱業務**
 - 労働問題に関する相談（募集・採用を除く）
 - 個別労働関係紛争のあっせん
 - 労働争議のあっせん・調停・仲裁
 - 不当労働行為事件の審査
- 利用時間**
平日 8:30～17:15
(事前予約の場合18:30まで受付)

—雇用のトラブル まず相談—
相談ダイヤル 0120-77-6010
(ろうどう)

<http://www.pref.tottori.lg.jp/roui/>